

令和7年1月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
令和6年(ワ)第21830号 執行文付与に対する異議請求事件
口頭弁論終結日 令和7年1月14日

判 決

東京都新宿区新宿2丁目5番3号AMビル9階

原 告	株 式 会 社 リ プ ロ ラ イ フ
同代表者代表取締役	桑 山 正 成
同訴訟代理人弁護士	松 本 賢 人

静岡県富士市柳島100番地10

被 告	株 式 会 社 北 里 コ ー ポ レ ー シ ョ ン
同訴訟代理人弁護士	日 野 修 男

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

原告と被告との間の東京地方裁判所令和3年(ワ)第80133号事件の決定について、同裁判所書記官が令和6年7月19日に付与した条件成就執行文に付された同決定に基づく強制執行はこれを許さない。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、被告が、原告に対し、原告の宣伝広告媒体において、「解凍後10.0%生存」、「100%survival」等の表示をすることの禁止を命ずる知的財産高等裁判所平成31年(ネ)第10008号事件の確定判決(以下「本件判決」という。)に基づき、原告が本件判決により禁止された行為をした場合には間接強制金の支払等を命ずる旨の間接強制決定(東京地方裁判所令和3年(ワ)

第80133号。以下「本件決定」という。)を得た上、原告が違反行為をしたことの証明文書を提出して、本件決定の正本に事実到来執行文の付与を受けたところ(以下「本件執行文付与」という。)、原告が、違反行為は存在しないから執行文付与の要件を欠くなどと主張して、執行文付与に対する異議の訴えを提起した事案である。

2 前提事実(根拠を括弧内に示す。)

(1) 本件判決の内容(甲4)

ア 本件判決は、卵子等のガラス化凍結保存・加温融解に用いる医療関連器具を販売する控訴人(被告を指す。以下「被告」という。)と被控訴人(原告を指す。以下「原告」という。)間において、原告管理に係るウェブサイト等に表示されている「解凍後100%生存」等の表示等が、原告の販売する製品(以下「原告製品」という。)の品質等を誤認させる表示として不正競争防止法2条1項20号の不正競争に当たるとかが主たる争点となった事案であり、知的財産高等裁判所は、この点について、原告の行った各表示は、取引者、需要者である医療関係者において、クライオテック法のプロトコルを遵守して原告製品を使用して正常な卵子等の凍結保存をした場合、融解後の生存率が100%になるという意味であるものと認識させるが、実際には、上記の場合に、融解後の生存率が100%になるとは限らないから、原告製品の品質等を誤認させる表示であるとして、原告の広告に上記表示をする行為は、不正競争防止法2条1項20号の不正競争に当たると判断した。

イ 本件判決の主文第2項の記載は、以下のとおりである。

原告は、ガラス化凍結保存容器及びそれと共に用いる凍結液、融解液の広告、取引に用いる書類及びウェブサイトその他の宣伝広告媒体において、「解凍後100%生存」、「100%survival」、「100%Post-warmSurvival」、「achieving100%、literally100%、survival」及び「凍結

卵を解凍した後の生存率100%を達成できる」旨の表示をしてはならない（以下、この不作為義務を「本件不作為義務」という。）。

(2) 本件決定の内容（甲1、3）

東京地方裁判所は、令和3年12月21日、以下の内容（主文）の本件決定をし（同庁令和3年（ワ）第80133号）、同月27日に原告に送達された。

① 債務者（原告を指す。以下同じ。）は、ガラス化凍結保存容器及びそれと共に用いる凍結液、融解液の広告、取引に用いる書類及びウェブサイトその他の宣伝広告媒体において、「解凍後100%生存」、「100%survival」、「100%Post-warmSurvival」、「achieving100%、literally100%、survival」及び「凍結卵を解凍した後の生存率100%を達成できる」旨を表示してはならない。

② 債務者が本件決定送達の日から2日以内に前項記載の債務を履行しないときは、債務者は、債権者（被告を指す。）に対し、上記期間経過の翌日から履行済みまで1日につき金2万3737円の割合による金員を支払え。

(3) 本件執行文付与（甲3、乙4～6）

原告が違反行為をしたことの証明文書を提出したところ、東京地方裁判所書記官は、令和6年7月19日、本件決定について強制執行をすることができる範囲を以下のア、イを内容とする事実到来執行文を付与した（本件執行文付与）。

ア 主文2項 執行できる金額313万3284円

イ 違反行為をした日数 令和3年12月30日から令和4年5月10日までの132日

(4) 原告による表示行為（甲3、乙6〔枝番含む。〕、弁論の全趣旨）

ア 原告は、X（旧 Twitter）上において、後記①～④の表示行為（以下

「本件表示行為」という。)をし、令和4年5月10日にこれらを削除した。

- ① 原告のアカウントの令和3年7月20日付け投稿（令和4年5月10日まで表示を継続）

「がん患者の妊孕性保存に力を入れておられる「IVF大阪クリニック」
を取材しました。こちらはクライオテックを使用し、融解後生存が難しい
とされる卵子の凍結融解100%生存達成された素晴らしいクリニックで
す。施設インタビューを近日公開予定です。お楽しみに！

＃不妊治療 ＃リプロ ＃胚凍結 ＃卵子凍結

- ② ①投稿に別紙1の概要以下の内容の写真を添付した。

「100%SURVIVAL CLUB」と記載されたメダル（以下「本件メダル」
という。）の絵柄の下に「Welcome to the “100%SURVIVAL CLUB”」、
「IVF大阪クリニック」、「凍結周期における最大限の治療効果を達成さ
れた100% Survival Club 会員として認定致します」、「2020/
10/12」、「REPROLIFE」と記載のあるトロフィーの写真

- ③ 原告のアカウントの令和3年7月20日付け投稿（令和4年5月10日まで表示を継続）

「素晴らしい臨床成績を残されている「操レディスホスピタル」にお邪
魔しました。こちらは当社の製品を使用し、胚の凍結融解連続100周
期100%生存を達成された凍結技術に優れた医療機関です。近日中に
施設の特長についてのPVを公開予定です。お楽しみに！

＃不妊治療 ＃リプロ ＃胚凍結 ＃卵子凍結

- ④ ③の投稿に別紙2の概要以下の内容の写真を添付した。

「本件メダルの絵柄の下に「Welcome to the “100%SURVIVAL C
LUB”」、「医療法人セントポーリア操レディスホスピタル」、「凍結周期にお
ける最大限の治療効果を達成された100% Survival Club 会員とし
て認定致します」、「2019/11/20」、「REPROLIFE」と記載のある

トロフィーの写真

イ なお、原告のHPにおいては、本件表示行為の意味等を説明するものとして、令和3年11月16日から同年12月28日（削除日）までの間、Challenge100というページがあり、「100% Survival Club」と記載されたタブがあるほか、以下の記述があった。

① Challenge100のタブのページ

What is Challenge100?

専任インストラクターを派遣し、クライオテック法実技トレーニング、ワークショップを実施後、卵子、分割胚または胚盤胞いずれかの凍結周期にて、世界100施設・連続する100融解周期・生存率100%達成を目指す取り組みです。

このチャレンジは、凍結融解技術者を育成支援することにより、卵子又は胚の凍結・融解技術の損耗を最小限化、すなわち最良の生存率を目指し、凍結周期における最大限の治療効果を目的としています。チャレンジ100実施時の100症例に使用する凍結・融解キット、及び凍結融解技術に関する特別な技術・学術をサンプリング用途、トレーニング用途として凍結融解共に無償提供致します。

以上に加えて、画面中央に本件メダルの絵柄、及びその下に「Welcome to the “100%SURVIVAL CLUB”」との記載がある。

② エントリー受付のタブのページ

世界100施設、連続100凍結症例、生存率100%をクリニックと共に目指す

世界連動企画「ガラス化チャレンジ100」

無償トライアル実施中

以上に加えて、画面中央に本件メダルの絵柄、及びその下に「Welcome to the “100%SURVIVAL CLUB”」との記載がある。

③ 100% Survival Club のタブのページ

Welcome to the 100% Survival Club

100% Survival Club とは、本チャレンジにおいて卵子、胚の凍結融解100%生存を連続する症例で達成した、最高水準の凍結技術を有する施設としてメーカー認定するものです。

患者様の治療施設選択の一助となるべく、機関誌や学会を含めた媒体に、凍結融解に関するテーマを発表することに相互で努め、またリプロライフは100% Survival Club 施設が凍結技術において世界的に最も高度な技術を有する施設であることを広く告知することに努めて参ります。

以上に加えて、画面中央に「本件メダルの絵柄の下に「Welcome to the “100%SURVIVAL CLUB”」、「凍結周期 における最大限の治療効果を達成された100% Survival Club 会員として認定致します」、「REPROLIFE」」との記載 のあるトロフィーの絵柄がある。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、本件決定が原告に送達された日の3日後である令和3年12月30日以降、原告のした本件表示行為により本件不作為義務に違反したかであり、これに関する当事者の主張は以下のとおりである。

【原告の主張】

(1) 本件不作為義務の解釈について

不妊治療施設及び同施設に所属する医療関係者をして、クライオテック法のプロトコルを遵守して、原告製品を使用して正常な卵子等の凍結保存をした場合に、当然に（あるいは必ず）融解後の生存率は100%となると誤認せしめるような表示をしてはならない、とするのが本件作為義務の解釈である。

(2) 本件表示行為について

ア Xはそもそも原告の広告機関ではない。

イ IVF大阪クリニックについての記述は、同医院について素晴らしいクリニックであることを称賛し、その前提として同医院が100% SURVIVAL CLUB の会員と認定され、そのトロフィーが送られたという社会的事実を紹介しているにすぎない。

ウ 前提事実(4)イのかつての原告のHPの記述は、あくまでチャレンジ100という目指すべき目標・目的、すなわち現状目標や目的が実現されていないことを当然の前提にしていることを示しているにすぎず、原告の商品の品質を示すものではないし、原告商品を用いれば当然に生存率が100%であることを示すものではない上、本件判決がされた平成30年1月4日より後である平成31年4月頃に開始したものであるから、本件不作為義務に違反するものではない。

【被告の主張】

争う。本件表示行為は、本件不作為義務に違反している。

第3 当裁判所の判断

1 争点に対する判断

ア 本件不作為義務は、要旨、宣伝広告媒体において「100%survival」等の表示をしてはならないというものであるところ、本件表示行為は、Xの原告のアカウントによる投稿という明らかに原告製品の宣伝広告媒体における表示行為であるといえる上、その内容は、「100%SURVIVALCLUB」と記載された本件メダルの絵柄及び「Welcome to the “100%SURVIVAL CLUB”」、「凍結周期における最大限の治療効果を達成された100% Survival Club 会員として認定致します」などの表示が付されたトロフィーを撮影した写真を投稿しつつ、原告の製品を使用した医院では、不妊治療における卵子の凍結において、連続100周期解凍後生存率100%を達成したことを紹介する文書を添えているものである。形式的には「100%survival」

という本件不作為義務に違反する表示がある上、そもそもトロフィーそれ自体も原告製品を使用した場合に100% survival が達成できる旨を宣伝広告する媒体であるから、これを表示すること自体も本件不作為義務に違反しているといえる上、添えられた文書を併せると、原告製品を使用した場合、
5 卵子の凍結・解凍後の生存率100%を達成できることを示すものであり、いずれにしても本件不作為義務に違反することが明らかであると認められる。

イ これに対し、原告は、本件不作為義務の解釈として「不妊治療施設及び同施設に所属する医療関係者をして、クライオテック法のプロトコールを遵守して、原告製品を使用して正常な卵子等の凍結保存をした場合に、当然に
10 (あるいは必ず) 融解後の生存率は100%となると誤認せしめるような表示をしてはならない」というものである旨主張し、これを前提に、本件表示行為は単に特定の医院が100% SURVIVAL CLUB の会員と認定され、そのトロフィーが送られたという社会的事実の紹介であるなどと主張し、本件不作為義務に違反しないと主張する。

しかしながら、原告が主張する本件不作為義務に関する解釈は、本件判決の主文には書かれていない限定解釈を加えるものであって、原告の独自の見解によるものというほかないため、採用できない。その上、本件表示行為は、
15 上記アのとおり、単に社会的事実の紹介を超えて、原告製品を使用した場合、卵子の凍結・解凍後の生存率100%を達成できるとの表示をしているものと認められるものであって、本件判決によって禁じられた本件不作為義務の対象となることは明らかである。

原告の主張はいずれも採用できない。

2 結論

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のと
25 おり判決する。

東京地方裁判所民事第12部

裁判官

山田将之



医療法人 会 IVF 大阪クリニック

日本生殖医療専門医制度規約により
貴施設が日本生殖医療専門医制度認定研修施設
として指定します



Welcome to the
"100% SURVIVAL CLUB"

IVF大阪クリニック

凍結周期における最大限の
治療効果を達成された
100% Survival Club 会員
として認定致します

2020/10/12

 REPROLIFE

nll-f-101 号

2011年4月1日

自 2016年4月1日

至 本制度改定日まで

2016年4月

一般社団法人 日本生殖医療

理事長 菅原 隆

Dr. 森



これは正本である。

令和 7 年 1 月 28 日

東京地方裁判所民事第 12 部

裁判所書記官 宗 像 真 弓

